

調査・実践報告

## 種子島開発総合センター鉄砲館所蔵 「御家記」の紹介

屋良健一郎\*, 鮫嶋 安豊\*\*, 中村 圭佑\*\*\*

ここで紹介する「御家記」は、種子島開発総合センター鉄砲館に所蔵されている史料で、種子島家歴代当主の事績が記されている。

本史料は、平成二十年(二〇〇八)に旧種子島家邸内において発見されたものである。当時、本屋敷は種子島久時氏(種子島氏庶流家・東京在住)の所有であったが、不動産売買の話が持ち上がり、西之表市は文化財として保存し、後世に永く伝えていくために購入した。屋敷内には新旧の諸家具類等が多量に所在したが、歴史資料の大部分はそれ以前に、既に種子島家二十九代種子島時邦氏(鹿児島在住)より西之表市(種子島開発総合センター鉄砲館)へ寄贈されており、新たな古文書等の発見はないと思われていた。西之表市へ譲渡後、鮫嶋が整理に当たる中で、昭和時代以降の雑誌類等と共に、貴重な数点の史料が発見された。「御家記」「御再撰方御志らへ二付申出之覚」「再撰方申出覚帳」「時美公御目見記」「神社佛閣其外舊跡等札帳」「種子島氏支流時長一流系図」「下村時承一流系図」等である(一)。住宅は江戸時代には羽生家の住宅であったが、明治十九年(一八八六)以降は、種子島の人々の要請によって、種子島家がこの羽生家住宅に移り住んだ。今日、この住宅は武家屋敷「月窓亭」として、観光及び文化伝承館として保存・活用が図られている。

本稿では「御家記」(以下、鉄砲館本と称す)を翻刻・紹介する。鉄砲館本「御家記」の表紙には「天明八年甲戌正月写之」とあり、天明八年(一七八八)に書写されたものであることが分かる(二)。同じく表紙に記されている「主 道起」については、鉄砲館本が道起という人物の所有する「御家記」を写したものだとい

うことを示すのか、あるいは鉄砲館本が道起の所有であったことを指すのか、判断としない。本文は二十九丁から成るが、二十七丁からは「御家大撰歴統」という題の記事が始まる。もともとは「御家記」と「御家大撰歴統」は別々の史料と思われる。「御家記」を写す際に共に書写されたのであろう。「御家記」の記述中で最も新しい年号は寛政二年(一七九〇)であるが、これは天明八年に写されたことと矛盾する。書写した人物が原本にない記事を追記したのではないか。では、「御家記」はいつ成立したのであろうか。宝暦五年(一七五五)に平山玄意(種子島氏の家臣)が記した「種子島譜略」(西之表市立図書館所蔵)の序文に「御家記ト云小冊子」が存在することが記されている。このことから、「御家記」は宝暦五年以前の成立と見ることができそうだが、断定することは難しそうだ。

実は、鹿児島大学附属図書館にも「御家記」が所蔵されており、この「御家記」(以下、鹿大本)は、種子島の豊山文庫の「御家記」を謄写したものである(三)。残念ながら豊山文庫本「御家記」の所在が現在確認できないが、鹿大本「御家記」と鉄砲館本「御家記」で漢字の表記、文章の表現、錯簡の有無などで違いが多いことから、鹿大本の原本である豊山文庫本と鉄砲館本(鉄砲館本の原本)は異なるものと考えていいだろう。

加えて、鹿大本には鉄砲館本にはない跋文が存在する。宝暦壬午十月に「遠氏季通」が記したものである。宝暦壬午は宝暦十二年(一七六二)である。「遠氏季通」の名は、「新古見聞記」(種子島時邦氏所蔵、種子島開発総合センター鉄砲館寄託。十九世紀初頭の成立か)所収の「熊野権現来歴」「孝行伝」といった文章の筆者

\* Kenichirou YARA

名桜大学国際学群 〒900-8585 沖縄県名護市字為又1220-1 Meio University 1220-1 Bimata Nago City Okinawa

\*\* Yasutoyo SAMESHIMA

種子島開発総合センター鉄砲館 〒891-3101 鹿児島県西之表市西之表7585 Tangashima Gun Museum 7585 Nishinomote Nishinomote City Kagoshima

\*\*\* Keisuke NAKAMURA

士別市立博物館 〒065-0056 北海道士別市西士別町2554番地 Shibetsu City Museum 2554 Nishibetsu cho Shibetsu City Hokkaido

としても確認でき、種子島の歴史に通じた人物とみられる。十八世紀後半の種子島氏の家臣に「遠藤壮兵衛季通」という人物が見える(4)。これが「遠氏季通」であろう。

鹿大本の跋文には「所伝于世之旧本ハ、曾肥後某所編集也、頗<sup>有</sup>口錯簡如敵城主或年于姓名之類是也、故口正之於官庫之譜、或校合之於諸家之記録而補闕矣」とある。肥後某によつて編集された「旧本」の「御家記」を、遠藤季通が「官庫之譜」や「諸家之記録」と突き合わせて補つたものが鹿大本の原本である豊山文庫本「御家記」ということになる。つまり、「御家記」には「旧本」と呼ばれる宝暦十二年以前に成立していたもの(成立年は不明)と、これを補う形で宝暦十二年に成立したもの(豊山文庫本)との最低二種が存在していたのである。そして、「旧本」がおそらく「種子島譜略」(宝暦五年成立)に見える「御家記」ト云小冊子」であろう。本稿で翻刻する鉄砲館本が「旧本」の系統にあたるのか、あるいはまた別の「御家記」なのかについては、今後の諸本の収集と詳細な分析を待ちたい。

遠藤季通が「旧本」を補うにあつて参照した「官庫之譜」は、延宝五年(一六七七)に成立した種子島家の家譜「種子島譜」(種子島時邦氏所蔵、種子島開発総合センター鉄砲館寄託)であろう。事実、鉄砲館本・鹿大本いずれの「御家記」も、記されている内容自体は「種子島譜」の記事と重なる(「種子島譜」の方が記事が多い)。しかし、若干の相違点も見られる、少し長くなるが、「種子島譜」から、種子島家の初代信基の記事を掲げる(割注はへで示した)(5)。

信基

肥後守

父桓武天皇十四代、正四位下左馬頭平行盛也、行盛者太政大臣清盛公之男安芸判官基盛之子也、寿永二年、木曾冠者義仲、率大軍泊洛、依是、内府宗盛奉帝、七月廿五日辞花落、行盛以下一門、供奉漂泊西海矣、元暦二年、依源頼朝卿之命、義経承院宣、逐平家、三月廿四日、源平両軍、相戦長州赤間関檀浦海上、時茲方不利、或戦死、或入水、行盛亦同没海矣、行盛出都

之時、信基幼也、母懷之、隱身於边境、遂避其難而後、蒙北条遠江守平時政之慈惠、潜往鎌倉、倚頼時政、時政為養子、号肥後守時信、畀幕紋(三鱗形)及太刀一振(冶工国宗)而為其證、且時政以執奏賜隅州多祢島、下領焉(家伝云、屋久・恵良部・硫黄・竹島・七島、十二島云々)、是時、多祢島地頭大浦口氏(在鎌倉、聴事)、代官上妻氏(在島)也、時信有所思、請大浦口之藤氏并幕紋(亀甲之内揚羽向蝶)而以為家佳例、改時信、号藤原信基、多祢島有三入道、高野(上郡)、野間(中郡)、熊毛(下郡)、上中下三郡吏也云々、

これによると、信基(時信)は壇ノ浦の戦いで死去した平行盛の子であり、行盛が都落ちする際に母に抱かれて北条時政のもとへ逃れ、鎌倉に潜んでいたという。やがて時政の養子となり、北条氏の家紋である三鱗紋と太刀を与えられた。種子島家の家紋は北条氏と同じ三鱗紋であり、その由来を説明する記述となっている。さらに、時政の執奏により種子島を与えられ、下向したという。当時の種子島の地頭は大浦口氏であり、時信は思うところがあつて同氏から藤原姓と家紋を受け、藤原信基と改めたという。

種子島氏の出自については先行研究により、名越氏(北条氏の一門)の被官である肥後氏が下向、種子島支配を確立し、島名を名乗つて種子島氏に改めたとされている(6)。それゆえ、右の「種子島譜」の記述をそのまま鵜呑みにすることはできない。そして、「御家記」(後掲の翻刻参照)では信基をめぐる記述が拡大している。「御家記」冒頭では、信基が歌舞の名手であり、その歌舞を見た源頼朝が北条時政に出自を問い、平家の一族だと露見、頼朝に追放を命じられ、種子島に下向したということになっている。また、下向するにあつて、時政が信基に対して、種子島は鹿狩りに良い場所であると語り、平姓ではまずいので大浦口氏に頼んで藤原姓を得たとされるなど、「種子島譜」と比べると種子島氏の下向をめぐるエピソードが具体的に記されている。信基が種子島に下向する以前に日向、肥後に滞在していたというのは「種子島譜」にはない記述である。

他にも、貞和二年(一三四六)に六代目当主の時充が「所殿」を家臣に暗殺させた出来事について、「御家記」は「種子島譜」が記述しない「所殿」の妻(時

充の女子)のエピソードを記載している。

そして興味深いのは、島津奥州家と種子島家の関係を窺わせる記事の存在である。十六世紀前半、島津奥州家(島津勝久)と相州家(島津忠良・貴久)は本宗家の家督および守護職をめぐる対立していた(7)。この家督をめぐる争いに勝利した相州家のはちに薩摩藩主になり、種子島氏も近世にはその家臣として活動するのである。そのためか、「種子島譜」をはじめとする種子島家の家譜は、相州家と敵対した奥州家勝久と種子島氏との関係については明記していない。たとえば、「種子島譜」は勝法院日法(種子島時堯の弟)の天正十八年(一五九〇)の死を記す記事に「或説母島津勝久公御息女」と割書で記し、種子島氏と奥州家の間に婚姻関係があったことを仄めかす程度である。しかし「御家記」には「時堯始ハ勝久ニ与力シ、勝久之息女ニ縁ヲ組ム約有シニ、勝久思案相違、邪等院殿<sup>(邪等院殿)</sup>ヲ智ニ被取故、種子島ヨリ西村吉岐守ヲ差上セ、日新公ノ息女ヲ姫テ玉フ、其ヨリ日新公ニ与力ス」という記述がある。種子島氏と島津奥州家勝久が当初は懇意にあつたこと、勝久が縁組の約束を反故にしたことで種子島氏は島津相州家との間に婚姻関係を結び、相州家に味方するようになったという経緯が記されている。これと類似する記述が種子島氏の家臣である羽生道潔によって記された「種子島家歴史譜写録抄」(天保十五年(一八四四)成立)にも見られ、「御家記」の記事がその後の書物に影響を与えたことは想像に難くない。種子島家の三つの家譜「種子島譜」「種子島正統系図」「種子島家譜」には記されていないこの記述は貴重である(8)。しかし、勝久が相州家と戦っていた時期の時堯はまだ幼く、右に引用した記事の主体は時堯ではなく父の恵時の可能性もあろう。そういった意味では「御家記」の記事の扱いには慎重にならなくてはならないだろう。

他にも、「御家記」は「種子島譜」の記事と若干の記述の違いが見られる。「御家記」がどのような性格の史料なのかは現時点では不明とするほかない。種子島家の所蔵する史料を書き上げた「御文書有物套」に「御家記」が見えないことから、種子島家の公的な記録ではなく、家臣の個人的な著作の可能性が高いように思われる。また、「御家記」は平山玄意の「種子島譜略」(宝暦五年)、羽生道潔の「種子島家歴史譜写録抄」(天保十五年)といった種子島家家臣の記した書

物の序文に名前が出てくることから、家臣の間ではよく知られた存在だったことが窺える。「官庫」で厳重に管理されていたであろう種子島家の家譜よりも、「御家記」のほうが家臣たちに広く読まれ、その記述は種子島家の歴史として受け入れられていったと思われる。

種子島家の公的な家譜である「種子島譜」「種子島正統系図」「種子島家譜」といった史料には記されなかった記述もわずかではあるが含む「御家記」は、家臣たちの間で語り継がれ、読み継がれていた種子島の「歴史」を伝える貴重な史料と言えよう。

\*本稿はJSPS科研費(267770225)若手研究(B)「種子島史料の研究」およびJSPS科研費(16H03475)基盤研究(B)「鹿児島県の歴史資料ネットワークの実践と展開」(研究代表者||丹羽謙治)の研究成果の一部である。

\*史料の掲載許可をいただいた種子島開発総合センター鉄砲館と種子島時邦氏、調査に協力いただいた丹羽謙治氏および鹿児島大学附属図書館・堀敏郎氏、助言をいただいた佐藤雄介氏に記して感謝申し上げます。

#### 注

(1) これらのうち、「御再撰方御志らへ二付申出之覚」は種子島の支配の歴史などについて、薩摩藩からの問合せに対する種子島役所の回答であり、興味深い史料である。「種子島家譜」文政十年三月九日の記事がこの時の藩からの問合せにあたるのだろう。また、「再撰方申出覚帳」については、五味克夫「種子島家譜」と「再撰方申出覚帳」(『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ八』(鹿児島県、二〇〇〇年)付録「旧記雑録」月報二十一)で紹介されている。

(2) この「御家記」は後掲の翻刻を見て分かる通り、字の写し間違いと見られるものが少なくない。また、十七丁裏の「日高勘藤実俊・西村讀三郎時邑・

野間家年・同子新太郎家成・日高口膳藤実俊・西村讚三郎時邑・野間家口  
という部分は、同じ行を二度書写してしまったものである。

(3) 丹羽謙治氏の御教示による。「大正六年十一月 豊山文庫ヨリ借用セル原本ニヨリテ謄写ス 小出教授」と記されている。小出教授は鹿児島高等農林学校教授であった小出満二。

(4) 『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ四』(鹿児島県、一九九四年) 三六七頁。

(5) 「種子島譜」は序文に延宝五年六月上旬の年記をもつものと、延宝五年六月下旬の年記を持つものの二冊が現存する。前者が草稿、後者が完成版とみられるため、後者を引用する。なお、種子島家の家譜については五味克夫「解題」(『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ四』所収) に詳しい。

(6) 五味克夫「肥後氏と多爾島氏」(『種子島民俗』一七、一九六五年)。

(7) 新名一仁「三宅国秀・今岡通詮の琉球渡航計画をめぐる諸問題―南九州政治史の視点から―」(『九州史学』一四四、二〇〇六年) などに詳しい。

(8) 屋良健一郎「中近世の種子島氏と島津氏」(木村直樹・牧原成征編『十七世紀日本の秩序形成』吉川弘文館、二〇一八年)。

#### 【凡例】

・行取りは原文通りとし、適宜、読点と並列点を加えた。

・文字はおおむね常用漢字を用いた。一部の異体字は原文通りとした。

・欠損の箇所は□または□で示した。

・判読できない文字は■で示した。

・重ね書きは、もとの文字を傍に(×夜)のように記した。もとの文字が判読できない場合は(×■)とした。

・合字「メ」「フ」「ヒ」は、それぞれ「シテ」「コト」「トモ」に改めた。

・校訂注は「」で示した。

・丁移りは、丁の表裏の末尾の下部に「(イオ)」、「(イウ)」のように示した。

【翻刻】

(表紙)

「天明八年申正月写之」

御家記

主 道起

(白紙)

御家記

種子嶋家之事

人皇五十代桓武天皇十一代形部卿

忠盛之猶子、実ハ白河院ノ御子、御

母ハ祇園女御、從一位大政大臣清盛

公之御子、修理太夫基盛男、左馬頭

行盛、其子肥後守信基也、平家没落

後、身ヲ可隱処無シテ、鎌倉之条遠江守

時政ヲ頼テ在鎌倉、然ハ此信基、舞

曲之達者也、或時酒宴之序、頼朝之

御前ニテ歌舞之曲ヲ催ス、頼朝御

覽有テ後、誰人之子ニテ有ヤト時政ニ

御尋有、時政是ハ、左馬頭行盛之

子ニテ候ト申、其レハ平家之嫡孫也、末之

敵ト可成、早ク追放可有トノ御説也、時

政不及力畏ル、其頃、種子・屋久・恵良

部・硫黄・竹嶋・七嶋、御蔵入トシテ、三年ニ

一度年貢ヲ納ム、御代官上妻家種子嶋ニ

在、其奉公藤原ノ大浦口殿在鎌倉、時政

此人ニ内談シテ、時政之烏帽子子トシテ、種子

嶋・屋久嶋・恵良部・硫黄・竹嶋・七嶋

合テ十二嶋之領主ニ定ム、彼島ハ鹿

狩面白所也、急キ下テ遊覽ヲ成

ヘキ也、然ハ平家ハ不可然、大浦口殿ニ懇

望シテ藤原氏ニ定、幕之紋龜甲ヲ讓玉ウ、

信基家之紋ハ上羽ノ蝶ニテ候トモ、時政

猶子ナレハトテ、時之字・幕之紋三鱗形

並国宗之太刀相副、種子嶋ヘ下サル、

然トモ直ニ種子嶋ヘハ不下、肥後・日向ニ

滞留シ、子共余多出来ス、男子

七人有、肥後・財部・岩川・末吉・内山

等ト分ル也、其後種子嶋ヘ渡リ、右

十二島之領主ニ成也、其節種子嶋

二八、高野入道上郡之庄屋、野間入

道中之郡ノ庄屋、熊毛入道ハ下之

郡之庄屋トテ、三人在ト申伝也、

○信基嫡子

○太郎左衛門尉信式、男子七人在、

○右之男

○太郎左衛門尉信真、男子八人在、

○右之男

○中務在衛門尉真時、男子二人在、

○右之子

○中務在衛門尉時基、法号道円、

室法名妙円、男子一人在、

右四代ハ書記何モ無之、

「(1ウ)」

「(表紙才)」

「(表紙ウ)」

「(2才)」

「(1才)」

○時基子

○左近將監時充、法号春林時榮、

室八日州志布志ノ野辺殿息女也、

男子無シテ、甥ノ又太郎所殿ト云人ヲ

時充ノ息女ニ取合セ婿ニ取、家ヲ

統セラル、然処ニ時充男子誕生在、

対馬守頼時是也、夫ヨリ時充

思安案相替リ所殿ヲ誅伐、実子ニ

嶋ヲ譲ルヘキニ相定メ、家中之士共ニ

何トゾシテ所殿ヲ可討由、時々下

知ヲ成玉ウ、士共、是ハ主人二脱口意テ候トモ

亦可討モ主人也、如何ニモ難成由ヲ

申、其此肥州平戸ノ人トテ、若キ人放

下又シテヲシ種子嶋ニ在、時充節々被召

出、放下ヲサセ御覽アル折節、肥州

ヨリ売買之タメ大船一艘種子嶋ニ

下着ス、彼船頭ハ有福者ニテ、供ヲ

数多召列、赤尾木町ヲ通時、彼放下

師ニ行遇、殊ノ外恐ヲナシ礼ヲ致ス、時

充本城ヨリ右仕合ヲ御覽シ付ラレ、

則船頭ヲ召ヨセ、彼放下師ハ何ナル

人ニテアレハ、其方ハ深恐ヲナスト問

モウ、船頭畏テ、此人ハ肥州之家老

松浦之遠藤右衛門ト申人ノ子ニテ候、

シカトモ少ノ出合二人ヲ害シ申候、尤相

手ニモ可被成候トモ、若輩故命ヲ助テ

国ヲ払レ候シカ、器用之人ニテ放下ヲシ

回国セラレ候ト申、時充、扱ハ無余儀

「(2ウ)」

士ニテ有ケルト思召、則召出シ、加扶

持召使、夫ヨリ国上村之内内士ト云

者之息女ニ縁ヲ与也、時充、彼遠藤ハ

旅人之事ニテ有間、所殿可討ト

思召、遠藤源三ヲ召出シ、所殿ヲ可

誅旨被仰付、遠藤畏テ領承ス、

乍去暫シ御待候へ、所殿御側ニ候

岩坪高山五郎友重ニ親シク成候ハトテ

難叶事ニ候ト申、時充、ヨキ様ニ相計ヒ

候ヘト有ケレハ、夫ヨリ遠藤、我女房之

妹大内侍ト申者ガ乙女ヲ彼友重ニ娶

ワセ、兄弟之交ヲナシ、右ノ儀ヲ談合シ、

赤尾木之内御房ノ弓場ニテ、的ニ事ヨセ

所殿ヲ請シ申、右兩人ニテ討也、其節之

忠節トシテ、遠藤ハ野間ノ領主、高山ハ

平山ノ領主ト成、夫ヨリ右兩人種子嶋ノ

家老ト成、所殿ノ室ハ父時充ヲ殊ノ

外恨思ル、如此殺害シ玉フ人ニ口セラレ

候事無曲次第トテ、慈遠寺ニ入、髮

ヲ卸シ、志布志ノ祖父ノ方へ遣サレ候へ、

左無之ハ是ニテ自害ヲスヘキ由有ケレハ、力

不及、志布志ノ様ニ送リ上せ玉フ、出船之

時、以ノ外ニ悪心ヲ含レ候、其怨念女子ニ

残ルヤト申伝也、其後、所殿崇ラレ候ニ付、

日輪宮トテ野間二内宮作ヲシ祭ヲテスカ口口、今ノ

日輪寺是也、其頃、野間村中山ノ百姓慮

外ヲ働キ候故、遠藤ニ被仰付退治シ、又

其場ヲ千草ノ原ト申伝也、

「(3ウ)」

「(3才)」

「(4才)」

○種子嶋塩ヲ燒事、時充之代ヨリ如リタルト申伝也、

○時充子<sup>傳</sup>野辺肥<sup>盛忠女</sup>

○対馬守頼時、室法妙宥、頼時未及壯年、肥州菊地合戦之時、貞治五年

四月十六日、於日岡戦死、法諱清運、

男子二人有、依右軍忠、日破田八十町

知行ス、其後經数年、薩州鹿兒嶋ノ

内荒田ニ替ル、其後同国指宿之内坎<sup>坎</sup>

越夕<sup>夕</sup>テノ脇ニ相替ル、又其後八数年ヲ

經テ日州富田ヘ相替ル、此知行久時

代マテ取納ス、頼時子、貞治元年

壬辰ノ生、

○左近將監清時、室法名林松崇藤、

是時長之母、又妙順、是八幡時ノ母、

清時<sup>父</sup>未若年也ト云ヘトモ、父頼時依

戦死、祖父時充種子嶋ヲ嫡孫清時ニ

譲ル、然処ニ、時充之息女前之所殿之

後室、志布志ニ上リ以後髮ヲ立、野辺殿

子息ニ縁ヲ組、男子一人有誕生、然処ニ此

子息左衛門尉盛純、年十八ノ時、祖父

時充為見參種子嶋工有下向、時充、

寵愛之余ニ種子嶋之内ニ知行ヲ少シ

遣サルヘキ杯ト被仰候哉、下々風説ニハ、野

辺殿ニ島之内指別被遣度之内談

ト見工候ト言上ス、清時、扱ハ此人ニ

相渡ヤ、無念之次第也、此人非差

「(5才)

置処ニ思、遠矢射慰<sup>縣方</sup>ニ事ヨセ、野辺ヲ

同道シ城ノ浜ニ出、則彼浜ニテ清時

直ニ殺害ス、時充被聞召、傍輩ヲ

錯シタルコトニ候ヘハ、清時モ無切腹テハ

不叶義ト大ニ怒玉フ、清時身ヲ可隱

処無テ、遠藤之宿ヲ被頼、源三

畏テ我屋之内ニ隱置、夜中ニ小

舟ヲ拵、下村出羽ノ守時豊ヲ御

供ニ付種子嶋ヲ出舟シ、六年回国シ

後ニ種子嶋ヘ下向有、時充モ家ヲ

続スヘキ子孫別ニ無ケレハ、清時ニ又

家督ヲ続セラレ、時豊右之忠ニ依テ

油久村之領主ニ成、其後野辺殿

殊之外相崇ラレ候ニ付、墓所茅

原方射場ニテ候ヘトモ、志布志之見ル

処ニ可然トテ壘泊ノ上、僧都原ニ直シ

若宮トアガムル之、芝冢之者野辺

殿ニ相付下り候故、彼宮守ニ付、若

宮ノ原ト申伝也、

○清時年六十六、正月五日卒、法号長

叟自久、男子七人有、二人ハ出家、大会

寺日悅・慈恩寺日恵、女五人皆尼、

妙法寺・松林寺・宝聚院・長徳院・

陽報軒、

○三郎殿、是ハ清時嫡子ニテ候ヘトモ、無

道人ニテ有之故、年十七之時、馬毛

嶋ニテ鹿狩ニ事ヨセ殺害ス、

○清時二男、応永八年辛巳ニ生

「(5ウ)

○三郎二郎時長、舎兄依早世、家督

ヲ統ト云トモ、年十七シテ卒ス、法号

秀山、女一人有、

○清時三男、応永十二年乙酉二生、

○左近将監幡時、両舎兄依早世、家

督ス、室八法名妙持、又妙長、是八時

氏ノ母也、幡時若年ノ比ヨリ行天犬、其志

深故、紀州熊野権現ヲ信仰シ、毎年

参詣ス、幡時享<sup>享</sup>五十八、八月十八日、法号

天融清幡、

幡時男、文安四年丁卯生、母八黒木氏女、

○左近将監時氏、父幡時熊野参宮之序、

日州細嶋二船ヲ寄、彼地ノ黒木某ト云人ノ

息女有、幡時は二盟約シテ時氏誕生、然ハ

幡時ノ家ヲ可統子別ニナシ、大会寺ノ

住持日悦、家中ノ衆ニ時々内談有テ、

即西村太郎左衛門・安納隠岐守両使

ヲ以、時氏ヲ種子嶋ニ迎下ス、于時時氏

十二歳也、年十六之時、父幡時卒シ

玉フ、此時家中ノ衆内ニモ、家ヲ統セ

申事如何ト有人モ有様ニ候ヘトモ、何事

モ日悦依為計、諸人モ不及異義、則

時氏家督ヲ統也、種子嶋ハ律宗也、然ルニ

赤尾木ノ内藏野ヨリ、出家一人学問之

志有テ、上方奈良ノ興福寺ヘ数年逗

留シ学文アリ、其名ヲ日典ト云、今ハ故

郷ニ帰ラント堺之浦ニ行キ、太一座頭ニ

宿ヲ借シ、西国エ下ル船ヲ待玉フ、座頭モ

「(6才)

出合四方山ノ物語シテ、序ニ客僧ハ何宗ニテ

ヲハスソト問奉ル、日典、某ハ律宗ニテ候、

奈良之興福寺工数年逗留シ、学

問仕候也、其時座頭、最左モ候覽、

乍去、同ハ学問遊レ候ハ、法華之道

ヲ御学ヒ候工カシ、某ハ法華宗ニテ

候力、別難有宗旨ト存也、御<sup>当所</sup>学ヒ

頭本寺日浄ト申テ我師有、此人ニ引合せ

申ント、日典ヲ同道シ頭本寺ニ参詣

ス、日浄出合、種々法問ヲ説玉フ、日典

才智人ニテ、則法華宗ヲ納得シ、夫ヨ

リ日浄同道ニテ、尼ヶ崎本興寺日隆

上人エ参詣シ玉フ、本興寺ニ逗留シ、専

学文ヲ心掛玉フ、淡路之国ヨリ日良ト

申出家、学文之為本興寺江入淡有、此

日典之下ニ学文シ、師第之約ヲナシ玉

ヒ、其後種子嶋工下向有、然トモ島之

僧俗以ノ外ニ惡ミ候故、法ヲ広メ玉フ

事難成、藏野ニ草庵ヲ結ヒ、年月ヲ

送り玉フ、其時節、徳永右衛門佐ト云

者時氏ノ御側近ク召口シカ、彼如何ナル

縁ニ依テカ、彼日典之説法ヲ聴聞シ面

白ク思、時氏ニ蜜<sup>密</sup>ニ此由ヲ言上ス、時氏

召列、日典ノ庵室ニ忍テ入セ玉ヒ、説法

御聴聞アリ、誠ニ志肝ヲ駭シ難有

思召シケレハ、夫ヨリ御信心日ニ倍シ忍

々ニ御聴聞アリ、去トモ人ノ知ルコトナラネハ

弥日典ヲ惡ミ、後ニハ殺害セント云者此

「(7才)

有、右仕合ニテ星霜ヲ送り玉フ程ニ、寛正

四年乙卯四月廿一日、御年六十三ニテ卒玉

フ、数年ヲ経テ、日良八日典ノ跡ヲ慕テ種

子嶋ニ下向有、自夫時氏宗門ヲ改、種

子嶋・屋久・恵良部之三嶋、法華宗ニ

帰伏ス、左レトモ、大会寺之住持・慈遠寺之

住持兩人ハ幡時之舍弟成ケレハ、時氏

ノ下知ヲ背キ、宗旨ヲ改メ玉ハス、依之、則

本源寺二程有ケレハ、日増上人御下向有、

上下皆以尊仰ス、大会寺・慈遠寺ハ中

之村川内ニ引入、坐シケルヲ、使ヲ遣シケ

レハ、慈遠寺ハ上リ玉ヒテ日恵ト改名

有、大会寺ハ時氏ニ対シ遺恨ヲ■ミ、上人

ニモ出合ス、川内ニテ終玉リ、後ニ自悦坊

日悦ト諡ス、倍々信有テ、則吉祥山本源

寺ヲ建立ス、

○永正元年甲子七月十六日、時氏卒ス、

法号金山院殿日翁、室ハ永正十八年

辛巳十月十五日死去、法名玉信院日砌、男

子三人有、

○時氏嫡男、応仁二年戊午、母ハ根占山城守重清女、

○武藏守忠時、此忠時大信者成ケルカ、年

十六ヨリ御経読誦シ玉ヒ、御年四十九

ノ冬、六千部之成就有テ、永正十五戊寅

十一月十二日於本寺被捧諷誦文序、

文学ノ為、花洛工三年有逗留、其比、花

ノ下宗碩ニ別テ入魂ナリシ歌道ハ無

其隠達者也ケレハ、其後大永五年

宗碩種子嶋ニ下リ玉ヒ、慈遠寺池ノ

坊ニ旅宿有、宗碩下向之事、四方ニ相

聞エケレハ、日州飯富之島津忠朝

之内ニ真存・珠全トテ兩人連歌之

達者有、是毛連歌望ニテ追付下島

有、即於慈遠寺、大永五年七月五日

二千句有成就、其発句ニ云、

秋ヤ先千種ニヤラヌ萩ノ声 宗碩

野ハ静ナル露ノ明ボノ 忠時

右ノ発句脇句ニテ三日二千句成就ス、懐

紙今ニ在、

○嶋津殿与伊東殿、日州於飯富合戦

之時、忠時島津方ニテ種子嶋ノ人数ヲ

召列尽粉骨、高隈之隣各三ヶ所知行

ス、

○忠時官途、始ハ左衛尉也、明応六年

十六日ニ任武藏守、其宣旨在、

○忠時代ノ居城ハ池田黒山尻也、或時

火在テ家伝之重宝悉焼失ス、

○天文五年丙申十月十二日、忠時卒ス、

六十九、法号蓮松院日慈、室ハ蒲生

殿女、永正十一年甲戌三月十一日卒、

信経院妙宗、腹之子共出来シテ

男子九人有、三男越前守茂清ハ

蒲生殿為養子、三人ハ出家、女六人、

合男女十五人有、

忠時ノ男、文龜三年癸亥二生、母蒲生形部少輔宣清女

○加賀守恵時、市来平之城乱之時、

「(7ウ)

「(8才)

惠時嶋津日新公方ニ馳參シ、粉骨ノ手柄ヲ尽、

「(8ウ)

天文年中之頃ヨリ、惠時島之仕置大形ニシテ、時分ヲ不考百姓ヲ依召仕、耕作モ怠リ、下々ノ困窮笑止ニ存、衆士是ヲ御舍弟出雲守時述ニ訴申

様、今通ニ候ヒテハ上下共ニ御為悪事ニ候、雲州御役ニ候間、右ノ様子ヲ御申分候ヘカシト有ケレハ、御承引成レ間敷間、如何難成ト有ケレハ、諸

人は是非ト進メシカハ、即言上シ玉ヒケレハ、

惠時以之外ニ御腹立有テ、彰テ兄弟之

御中不和ニ成玉ヒケル後ハ、雲州工進メ

申タル人モ不知顔ニモテナシ、何事モ雲

州計ヒニテ島ニ望ヲ掛ラル、杯ト、却テ

雲州ヲ讒言ス、惠時弥怒玉ヒケレハ、雲

州、偕ハ何事モ我僻事ニ成ケルヤ、我ハ

人ノ進メニ依テ申タル事ニ候処ニ、残多仕合

哉、左アラハ我モ与風可思立トテ、同

名川内守時行ト内談シ、根占重武

ヲ相語ヒ、重武數百騎ノ軍兵ヲ引

卒シ、種子嶋ノ内国上村浦田ニ下着

ス、其此野間次郎左衛門家治ハ、重武

ヨリ矢細工ノ為雇レテ根占ニ候ヒシカ、

其兵船ニ乗、案内者ト成テ下リケル、

角アリケレトモ、赤尾木ニハ知サリケ口、諸

人皆油断シテ居ケル処ニ、家治ハ父ノ

伯耆ニ此事ヲ知セント赤尾木ニ差越ル、

「(9オ)

伯耆驚キ、則西村壹岐守時弘ニ注

進ス、其此惠時父子ハ屋久田ニ居住有、

時弘急キ參、此由ヲ申シ上ケレハ、惠時ハ

屋久工御越候トテ、浜津脇之様ニ下リ

玉フ、直時御年十六ニテ坐シケルヲ、内

城ニ籠奉リ、俄之事ナレハ外様之人ハ

不知、随ヒ籠衆ハ、国上主馬首・同上

総時充・舍弟九郎・津曲參河守・

上里肥前守・坂井左京進・鮫嶋図書

頭義正・長野平左衛門尉実昭・内田

右衛門兵衛尉・西村壹岐守時弘・同

子織部丞時貫父子三人・野間伯耆守

家政・日高甲斐守・上妻阿波守家統・

有留伊賀、右人数ヲ以、重武之大勢ヲ

待請、天文十二年三月廿三日、重武之勢ハ

国上村ヨリ大峯ヲ下リ、櫛ノ峯ニ通り、

新城之坂ニ下リ降ル、坂口ニ日高隱岐守

兄弟居住有、則出合、散々ニ戦、弟ハ

瘡ナリケルガ弓ノ達者ニテ、敵を四、五人射

伏、其後、兄弟並ニ下人二人、主従四人一所ニ

討死ス、夫ヨリ根占衆、内城ニ押寄セ

時ヲ作ル、城ヨリモ同ク闕ヲ合テ出

合、犬ノ馬場ニテ青戦、寄手四十七人

討取、城中ニ毛国上九郎・鮫嶋義正・

日高甲斐・長野実昭討死ス、中ニモ

図書ハ多ノ敵ヲ討、散々ニ防キ候処ヲ、大勢

ノ中ニ取籠、城門之脇ニテ討レヌ、長野実

昭ハ根占ノ龍善ニ討ル、奇手多勢ナレハ

「(9ウ)

城中二責入ヌ、直時ヲハ妙久寺ニ入レ申、西

村菴岐守・上里肥前守・津曲參河守三人

ヨリ重武ニ使僧ヲ可立トテ、本源寺住持

日教ヲ呼參テセケルニ、日教遅々有ケレハ、

泉州之画師珠幸ト云ケル人ノ其此有

合ケル故、此人ヲ頼ミ、重武ニ使ヲ遣リケルハ、

直時致敗軍候故、切腹セサセ可申候

間、可然檢使ヲ出サレ候へ、其刻ヲ相待

罷在由、言遣シケル、重武ハ平山參河守

友通ノ宿処本城ニ休息在、返事トシテ、直

時之切腹ハ覺語之外ノ義ニ候、惠時

余リ無道ニ御座候由承及、其ヲ鎮メ、

直時ニ早々島ヲ計セ申シ為ニ罷下

候、居所モ直ニ程遠中舌モ有之事候、

一所ニ罷居可申候間、此方工御□□<sup>候方</sup>へ

ト御返事候有之、則直時、重武

平山力宿処ニ移ラセ玉フ、重武仰候ハ、

不図当嶋工罷下リ、処々ニテ數十人討

レ候へハ、何ソ無手ニ罷歸ルコト難成儀ニ

候間、屋久三郡之内一郡給リ候へ、罷

歸ルヘキ由ヲ仰ケル、故西村菴岐守・津曲參

河守・上妻九郎左衛門尉家統・上里

肥前守・野間伯耆守家政・内田右衛門

兵衛尉・平山參河守友通、此衆評

議シテケルハ、影テ取歸シ可申間、屋久

嶋ヲ一群差別、彼衆ト入替リテハ

後取歸シ候儀、難成難義有ンカ、一

円ニ遣シ可然トテ、其通ニ御返事有、

┌ (10才)

重武、偕ハ屋久嶋ヲ給リ候ヤ、直時之

御神文ナクテハ難畏、乍慮外神文ヲ

預リ度由、重武之使者アルニ依テ、右ノ

衆申談シ、上里肥前守神文ヲ調フ、影

テ取返シヌヘキ事ナレハ、不実起請文也、

直時ノ御目ニ不可掛ト、御判形ヲ上里

肥前仕ル、其時肥前申ケルハ、現世之御

奉公、庶人存知之前也、未來地獄ニ落ル

御奉公マテ仕候トテ、則重武ノ方へ相

渡ス、重武安堵有テ、内衆上下百五十

人屋久寫工差渡リ、我身ハ四月歸

帆有ケル、

○翌年正月四日、屋久嶋地下人工内談

シ、種子島ヨリ大勢ヲ催シ、寫間浦ヨリ

出帆シ、夜内屋久嶋内楠川村へ着キ、

宮ノ浦川上ヲ渡リ、宮ノ浦番手ニ居候

根占衆ヲ一人モ不殘討果ス、此事無

隱、安房・芋生処々根占衆、長田村へ

押寄、使僧ヲ以云遣シケルハ、此節之

儀、迎モ合戦ニ及候トモ勝利ヲ被得候

□ハ思ヒヨラス候、只命ヲ継、根占ノ様ニ上

ラレ候、左アラバ此方ヨリ送届可申ト訴

ケレハ、皆以悦ヒ、左アラハ罷歸ヘキ由、返事

有ケレバ、則大舟ヲ拵へ、船ニノミヲ指、水主ニ

委細申付、根占衆ノミ指タル船ニ取ノセ

テ押出シ、北東風荒キ由ニテ船ヲ戻シ、

吉田ト長田トノ間、津瀬トテ悪処アリ、

其許ニ船ヲノセ掛、右ノノミヲ拔テ溺シ

┌ (10ウ)

失又、稀二水練ヲ得テ游キ上ル者アレハ  
磯ニ待受テ一人モ不残討果ス、又同年  
五月十五日、右ノ逆心張本河内守

時行ヲ内城ノ厩ニテ、肥後善右工門  
尉時典討ノ、出雲守時述ハ井ノ上ニ

住居アリ、切腹有間敷由有之ケレトモ、西村

老岐守種々申含メ切腹有、之モ肥後

時典介錯ス、時二雲州三才之男子有、

乳母介抱シテ島ヲ出、隅州国<sup>(分)</sup>口ニテ

成人シ、其子孫今ニ在、野間家治ハ増田

ニテ切腹ス、其後根占重武、屋久嶋ニテ

過分ノ人数ヲ失ヒ無念ニヤ思ハレケン、

勢ヲ竹島<sup>(遺)</sup>ニ遣シ、屋久嶋一湊村ヲ破リ、

恵良部ニ至テ放火ス、其比、平瀬石見守

恵良部ニ在ケルヲ生捕ケル、其後、彼

石見<sup>(切)</sup>ヘツカヨリ丸頭ノ舟ヲ取、一人乗り

種子嶋工下着ス、根占ト種子嶋ノ確執

数ヶ年ニ及ヒ、其内種々之出合モ時堯

ノ下ニ記シテ、数年ヲ経テ後、鹿兒嶋大

守貴久公御嚙トシテ和睦ス、

○其後根占ノ龍善、重武ノ使者トシテ

種子嶋へ下着ス、長野実昭子後

藤左衛門尉、父ノ敵也トテ討果ス、我

身モ追付切腹ス、

○永祿九丙寅ノ年間、恵時・時堯父子ノ

中惡シキコト有、恵時根占ニ上リ給フ、

其後、種子嶋ヨリ迎舟ヲ差上セケル

故、下リ給ヒケルニ、洋中ニ放テ恵時之

「(11才)

乗舟難風ニ逢ヒ、内之浦ノ沖ニ漂泊

ス、其時、内浦ハ肝付殿領内ナレハ、則

彼浦ヨリ兵舟ヲ出シ、恵時ノ舟ヲ

討捕ント押掛ケル故、舟中之援兵防キ

働キシカハ、其難ヲ遁レ、種子嶋へ着

給ヒケル、其刻、笹川左衛門兵衛ハ討死

ス、夫ヨリ恵時ハ安納村ニ隠居シ玉ヒケル、

○永祿<sup>(十世)</sup>丁卯三月十四日、恵時卒ス、法号

蓮住院日善、室ハ出水薩州家寫津

薩摩守忠興息女、天文十八年九月廿七日

死去、法名隆尊、此腹ニ男子一人有、時堯

是也、又寫津勝久息女、法名妙種、此

腹男子有、善福寺住持勝本院日

法是也、又羽生淨蓮ノ姉ノ腹ニ男子

有、武藏守時式是也、三男有、皆異

腹也、

恵時嫡子、享祿元年<sup>(子)</sup>二月十日生、母嶋津薩摩守忠興女、

○左近衛將監時堯、始ハ在衛門尉直時

ト号ス、天文十年四月任彈正忠、弘治

四年二月十七日、從五位下左近衛將監ニ

任ス、其宣旨有、

○天文十二年癸卯八月廿五日、種子嶋之内西

之村ノ浜ニ南蛮船来着ス、鉄炮ニ挺持

来ル、則時堯ニ献ス、時堯伝受之妙

薬調合之法ヲ笹川小四郎ヲシテ伝受

セシメ、左レ共、鉄炮ヲ作ル事、種子嶋ノ鍛

冶ノ智謀ニハ男慮難叶<sup>(男)</sup>処ニ、翌年又

種子嶋之内熊野浦ニ南蛮船漂着ス、

「(12才)

「(11ウ)

幸鍛冶彦人乗合ケル、則嶋鍛冶牧瀬兵衛尉清定ト云者有テ、鉄炮調ル道ヲ伝

習ス、其頃、泉州堺ノ商人橋屋又三郎

ト云者、商買之為在ケルガ、則彼鉄炮ノ

法ヲ習ヒ、堺ノ鉄炮ハ治リケル也、右ノ始末

ヲ種嶋周仙假名ニ書シテ、久時ノ一覽ニ備

ケル、久時則鹿兒府大龍寺之和尚ニ

合テ鉄炮記ヲ編シム、

○時堯始ハ勝久ニ与カシ、勝久之息女ニ

縁ヲ組ム約有シニ、勝久思案相違、

邪等院殿ヲ智ニ被取故、種子嶋ヨリ

西村老岐守ヲ差上セ、日新公ノ息女ヲ

姫テ玉フ、其ヨリ日新公ニ与カス、

○日新公ト勝久ト御合戦之時、種子嶋

ヨリ物部孫左衛門尉・安納隱岐守

軍士ヲ引テ上リ、加勢田ノ真那瀬川ニテ

有名譽ノ働、

○加勢田藤野原ニテ、右兩人合戦ノ時、田

代駿河守口貞、人数ヲ引テ上リ有手柄、

○島津右馬頭殿、於福山合戦之時、

種子嶋ヨリ日州志布志ニ番手トシテ

西村越前守時安在合、名譽ノ働仕ル、

安時疵ヲ蒙ル、

○北村殿逆心之時、貴久・義久兩公御一

大事ニ究リ候処ニ、種子嶋之倅者日高

掃部兵衛尉・物部孫左衛門尉・濱田

下野守防矢ヲ仕、引取候、此外島土

六、七人戦死ス、

┌ (12ウ)

○加治木黒川崎御陣之時、平山備中

守・鮫嶋源右衛門尉・安納隱岐守、手柄仕ル、

日高又太郎討死ス、

○帖左御弓箭之時、西村越前守安・肥後大

膳・日高紀伊守、於高樋口ニテ營之働仕、

○伊東・肝付・根占・下大隅、右ノ処々薩州

御敵之時、当嶋之舟下々商船ニ至リ

四十艘ニ及テ被斬取、其中、鹿兒府へ趣

ントシテ、物部孫左衛門尉乗タル舟、根

占ノ沖ヲ通りケル刻、根占孫四郎大将ニ

テ兵舟余多漕出、孫左衛門舟ニ乗

付、既ニ熊手ニテ掛ントシケル処ニ、孫左衛門

船ニ鉄炮ヲ多ノセヲキケル、放透間モナク

放タル上、大将孫四郎ヲ討伏ケル故、色メク

処ヲ討掛ケル、敵数十人討取シカハ、敵舟

漕除、孫左工門舟、無恙鹿兒府へ着シ

カバ、大守御前ニ被召出、御直々御

褒美候ケル、

○根占重武ヨリ、同名悦山ト申人ニテ両度

マテ時堯ニ使者以申越サレケレハ、種子嶋・

根占之義ハ、一性之事ニ候、其上隣方之

義ニ候間、是非共伊東へ申合セ候工、相

州工申合セ候コト、家之為ニ成間敷ヤノ由、

別テ異見有、時堯返事ニ、如何ニ家之事

存セラル、逆モ、武士之背本意候事也、

難成由申切候ヒケル、

○西村時安、鹿兒嶋工趣之刻、佐多ヨリ内場

ハ皆敵方ナル故、通融難成ケレハ、船ヲ

┌ (13才)

西目二乗、片浦二相泊ケルニ、下大隅之  
兵舟三艘押掛ル、時安兵舟ナルヘキト

ハ覺悟之外ニテ、油断シ居ケル、三艘一度  
ニコミ乗、時安鎗押取テ戦フ、古市丹

波弓取合、無透間射ケルニ、兩人ニテ敵

十四人討ケル、左レ共敵ハ大勢ナレハ、

防二使<sup>（軍方）</sup>ナクシテ、時安両股ニ鎗疵七ケ処、

腕ト乳ノ下二三筋ノ矢ヲ請、丹波三ケ

処ノ疵ヲ被口、舟中皆手負サルハナシ、

舟頭和氣与三左衛門ハ討死ス、夫ヨリ皆

海ニ入、命ヲ助リ、鹿兒府着シテ、時安ハ

疵ヲ調ケル、津田甚兵衛ハ幼少ニシテ

乗合ケルヲ生捕、下大隅ニ在ヲ、其后、志

布志之親類共聞付、代物ヲ出シ乞取、種

子嶋ニ歸シヌ、

○時堯、根占重武二前ノ残念有二依テ、鹿兒

府ヨリ島工下向之時、時堯乗舟ヲ大泊ノ

浦口ニ繫キ、上妻丹波・西村周防時玄、其

外余多小舟ニノリ、大泊ニ漕付、則彼地ヲ

放火ス、大泊ノ庄屋鎗提出ケルヲ、上妻

丹波無難取ケリ、夫ヨリ向者ナケレハ、時

堯無恙下着ス、

○廻御弓箭之時、種子嶋番代トシテ、日高和

泉守相詰、度々名譽之働無其隱、

○崎陣召落サレ候刻、種子嶋彈正時式軍

士ヲ援テ上リ、名譽ノ働共有、吉良六兵衛尉

氏成、始ハ石多尾孫三郎、後改吉良伯耆

守、致手柄、太守義久公ヨリ為御褒美、

「(13ウ)

彈正ハ武藏守ニ成レ、御着替ヲ拝領ス、

六兵衛尉ハ御腰物ヲ拝領ス、

○大友殿於日州表弓箭之時、岩河民部・

遠藤与左衛門・古市讚岐守、何レモ

手柄之御奉公仕候、就中、民部ハ大友殿内

斎藤新次郎ヲ討取、無比類其口無隱、

○時堯室日新公之御息女之腹ニ女子二人誕

生有、其後、御母ハ鹿兒府之様ニ口<sup>（上）</sup>リ給、

從夫、時堯小十郎之息女ヲ娠リ、時次誕

生有、然トモ時次七歳ニシテ卒ス、依之、豊州大友

殿末子ヲ養子ニ被成レ度由ニテ、西村時玄ヲ

上ラル、其比、黒木道純之息女御側ニ相勤

懐胎ス、若此御子御男子ニ也侍ント、豊

州ハ御使ヲ周防再三辞退申上シカトモ、

是非可罷上由被仰付、力不及上リケル、

豊州ニモ此事相聞ヘ、時玄ハ御養子口

御理ニ被上由承ル、早々被申出候ヘト

方々ヨリ内証ナリシカトモ、時玄若跡ニ御

男子誕生アラハ残念ナルヘシト思ヒ、左

様成儀ハ不申付、連々鷹望鋪申サルニ

付好鷹ヲ求可申為ニ罷上リ候ノ由

返答シ、其沙汰ナシニ下リヌ、左レハ、島

御男子誕生有、久時は也、時玄仕合

如何ト相待処ニ、右ノ仕合ニテ歸リヌレハ

上下喜悅不斜、時玄手柄ニ相成即■

褒美トシテ、荃永村之地頭ニ成サル、

○日新公御息女腹之女子、一人ハ伊集院

右衛門入道幸侃ノ室、早世、法名妙

「(14才)

能、一人ハ大守義久之御台、法名円信

院殿実溪妙蓮大姉、御姫二人出

生有、一人ハ島津相模守ノ懐、一人久保

公ノ御台、久保公逝去之後ハ御座ヲ

国分ニ移サル、

○天正七年己卯十月二日、時堯卒、享年五

十二、法諱法性院日勝、室八同十七年

己丑八月五日死去、法名照鏡院妙住、

時堯嫡男、弘治二年丙辰生、母隅州小十郎女、

○左兵衛尉時次五歳ニシテ家督ス、永禄五年

壬戌七月朔日、享年七年ニシテ卒ス、法号要

法院日要、

○左近太夫久時、始三郎次郎克時、十二歳

之時、父時堯卒給フニ依リテ相続ス、其

比ハ赤尾木ノ城ニハ家作無シテ、住吉二居

玉フ、家老西村時玄成ケルガ、島ヲ

我俣ニ沙汰シ、其上日高道与ノ後室

ヲハ龍愛シ、屋作等種々ノ美麗ヲ

尽シ、久時ノ家作ニハ心ヲ不附、久時

住吉ヨリ御上リノ■毛平山参河守

友通宿ニ旅宿シ給、如此主人ヲ蔑ニシ

奉ケル、依之、日高善右工門・日高隠

岐守・上里権助・芝左馬四人申合ケルハ、

去トテハ周防慮外ノ人ニテ候間、時宜ヲ

以テ討果申ヘキ由内談ス、彼芝左馬

言語ノ外ニ心両舌ヲ衆、久時ニ対シ

逆心ヲ企ル由披露シ、久時ヲ我屋ニ申移シ

右三人へ切腹ヲ申付、時堯御他界

「(15才)

有テ未五旬モ■ラサルニ、角物騒キ事

共何事ソヤト、不知人ハ仰天スルモ

理リ也、内田源助ト云者ハ城ニ居住

シケルト聞ユ、彼人時堯ノ中陰、御霊

膳ノ見舞ニテ本源寺ニ詰ケルカ、右ノ

物音騒キトテ、差刀計ニテ本源寺

ヨリ犬ノ馬場江走出、何事ニテ候

ヤト申処ヲ、時玄ガ子兵部少輔

時智弓ニテ射殺シケレハ、此等ニテ

何事ナク時玄ガ身モ安穩ニテ、島モ

静謐シケリ、久時成人シ玉ヒテ根本

委細ニ聞召レケル後ハ、次第ニ周防

仕合悪ク成テ、蒙御勘気、屋久嶋ニ

謫居ス、彼島ニテ朽果ヌ、其子常

陸時貞ハ片輪者ニテ其俣召置レ、

兵部ハ我身ノ咎難遁、島ヲ出

奔シ上方へ上リヌ、芝左馬ハ追放ス、

○州小始良ニテ朽果ヌト聞ヘシ、

○後城殿へ太守義久公ヨリ為御加

勢、鎌田尾張守政年入道寛栖、天

正六年戊寅冬出陣之時、西村時安・

野間筑前守家年、種子嶋ノ人数ヲ

引テ罷上リ、別テ手柄ノ奉公無其隠、

○同七年己卯、肥後馬場楠ニテ致手柄之

衆ハ、上妻七兵衛尉家長・野間家年・

吉良内記・長野平馬実秀・同三馬

秀季・鮫島凶書・田上半五左工門家方等也、

○同八年庚辰冬、肥後矢崎御弓箭ノ

「(15ウ)

時、種子嶋勢不残出陣ス、手柄有ケル

衆ハ、種子嶋時式・上妻家長・西村時安・

鮫嶋美作義治・西村七左衛門時全・一湊

長門義敏・吉良伯耆守氏成・吉良内記・

岩川老岐守盛昌・日高大藏実行・上妻

九郎左衛門家統・西村又太郎時金・平山

播磨守友清・西田筑後・古市右近亮・最

上新八・岩川舍人・日高右衛門尉・一湊形部

左工門・石堂休内也、住吉ノ鍛冶千口式部

左工門・新五左工門与五等也、弥左衛門ハ

戦死ス、

○同十一年癸未、太守義久公薩州田布施

山御狩之時、久時モ供奉ス、然処ニ大猪

太守御前ニ走出、人ヲ追散ケル時、久時

十六歳ニシテ彼大猪ヲ取從ヘシカハ、太守

御感<sup>又感</sup>不斜、御帰館有テ、則御鑑

一縮賜リケル、

○同十二年甲申、肥州龍造寺隆<sup>信</sup>心卜御

弓箭之時、下村軍左衛門時士・河東

九郎左衛門時永・遠藤民部太夫家純

罷向ヒ、時士ハ大将島津凶書家久ノ御

前ニテ各譽ノ鉄炮ヲ討、致手柄候、家

純ハ其節戦死ス、

○同十四年丙戌初秋、筑州岩屋ノ城責ノ

時、久時出陣ス、岩屋ノ大手ノ門口々ニテ敵

余多駈出、久時ニ掛合ケルヲ、久時鏈<sup>ニ</sup>テ

向、突崩シ玉フ、其名譽無隱、相從フ

兵二八、種子嶋彈右衛門時定・西村時<sup>宗</sup>口・

「(16才)」

嫡子時貞・同姓時全<sup>信</sup>・同姓作左工門・美座

源右衛門時成・肥後下総守時是・岩川盛昌・

上妻家長・一湊義敏・鮫嶋義治・下村

時士・日高実行・吉良六兵衛・石堂休内・

西村越後、何レモ手柄仕候、上妻若狭守

家方・布施三助、岩屋ノ邑城ノ時戦死、

上里肥前守・梶原玄水・岩元正嘉・同強八、

攻筑紫広門之時、於口尾之切岸各戦死、以上六人、

○同年豊後御弓箭之時、野間家年有

名譽之働、古市与左衛門尉・楠川本氏・

羽生右工門佐・岩元大五郎、三人ハ戦死ス、

○同十五年丁亥、豊後白仁合戦之時、大

将嶋津金吾<sup>兼久</sup>、南郡ヨリ之帰陣及一

大事候処ニ、西村時安・上妻家長・美座

時成・肥後時是<sup>ヨシ</sup>・西村時全<sup>信</sup>・岩川民部・

西村時貞・同時智・一湊義敏・吉良六兵

衛・羽生治部能有・鮫嶋義治・石堂休内・

又者四人、都合十七人後殿シテ、防矢

ヲ射ケル故、金五無難引取玉フ、右柄

之証人ハ樺山美濃守久高・弟子丸越

後守殿<sup>宗雄</sup>・坂下伊賀守殿・古垣大炊太夫殿也、

○文禄元年壬辰四月、太閤秀吉公朝鮮

征伐之時、大守義弘公並二久保公・忠恒

公御出陣有、久時可出陣之処ニ、落馬

有テ、刀ノ鞘ハズレ切先小腹ニ当リ、其

疵痛ケレハ、出陣遅々ニ及ヒケル、依之、先々

島ノ軍士計ヲ差越ル、輩二ハ西村時安・

上妻家長・西村次郎兵衛時景・下村

「(16ウ)」

時士・肥後清兵衛時定・日高権右衛門・  
笹川吉兵工秀信・肥後助左衛門・

羽生藤右衛門・同姓民部・同彦左衛門・

鮫嶋覚左衛門貞家・羽生治兵衛能有・

日高嘉兵衛実連・岩川治部左衛門盛昌・羽生

彦三郎・鮫島義治・榎本新左衛門貞重・日高

実行、御馬取二八中之村之権左衛門・西之村之

甚衛門・平山村之与五郎・納官村之権左衛門・荻永村之

柳田助兵衛、文禄元年九月二十四日、種子嶋ヲ

出帆シ追付、十一月八日、高麗二着舟シ、久時

不慮之怪我ヲ仕、遅参迷惑ニ存、先

家中之者共少々差越候由ヲ太守江

申理リ、則人数賦に加リ手柄仕候、

○久時気色相調リ、同二年癸巳五月、

朝鮮二着船ス、召列候衆八、種子嶋

時定・同次弟兵衛時宗・同重郎時家・

日高勘藤実俊・西村讚三郎時邑・

野間家年・同子新太郎家成・日高

□膳藤実俊・西村讚三郎時邑・野間家

五左工門家方・遠藤内六兵衛家成・

鮫嶋休覚・同孫右衛門・日高弥四郎・

武田一作兵衛・大工池亀丹波・鍛冶

平瀬新兵衛・村松源七兵衛・岩元

勘解由兵衛・宮ノ浦ノ五右工門・馬取柳

田源右工門・野間村□与三兵衛・同処之

三之允・祈念僧二八本妙寺日香、朝

鮮仕合宜ク、明年ノ十二月、久時帰朝ス、

「(17才)

○同四年乙未三月、久時当嶋ヲ出船有テ

再ヒ朝鮮ニ赴玉フ、相従衆八種子嶋次郎

左工門時満・肥後三次盛隆・鮫嶋弥一

家治・武田市作兵衛・羽生大炊・同嘉右

衛門良能・牧伊賀胤能・布施五郎右

□門・遠藤家成・岩河外記・日高実行・

遠藤西市家貞・石堂休内・古市源右工門・

田上家兼・同名家方・遠藤賀左衛門・鮫

嶋休覚・日高弥左工門・同清右工門・同造

酒允・池亀丹波・平瀬新兵衛・阿世知源

之允・小牧田清左工門・桑山内蔵・羽生半左

工門・鮫嶋休作・祈念僧頭壽寺日啓、右

之衆御供ニテ朝鮮国へ着船有、

○伊集院幸侃忠棟、薩州太守ヲ望、逆

心ヲ企、先領国ノ富家・一所所持衆

ヲ疲シ、我身ハ大身ニ成爲、所替ヲ致シケル、

文禄四年未ノ秋ヨリ、久時ヲ薩州知覽

院ニ移シ、種子嶋二八島津右馬頭殿ヲ移ス、

北郷殿ハ祁答院ニ移シ、其身ハ庄内八万

石ヲ押領ス、依之、種子嶋ノ諸士、至翌年、悉

ク知覽之様ニ移リヌ、

○慶長元年丙申四月、知覽ヨリ朝鮮

へ赴ク輩二八、種子嶋六郎右衛門尉・西

村時安・上妻家長・同弥九郎家直・

種子嶋七助時元・西村時全・種子嶋時宗・

下村宮内時只・平山友清・同三右衛門・鮫嶋

孫右衛門家兄・古市李兵衛・同源右衛門・日高

掃部・内田備後・同又左衛門・河野五藤兵衛

「(18才)

重安・梶原八左工門・田上家兼・笹川半兵衛・牧瀬四郎左工門・榎本又助・田上吉右衛門・牧瀬紺兵衛・日高甚左衛門、

○同年八月、朝鮮赤国御破之時、八月十五日夜半計、ナンモン(南原城)ノ城落候、其時、忠恒公

御馬遅參、時刻相移ルノ処ニ、久時馬

早ク參ケレハ、久時我馬ニノセ參也、御仕口

□ク、御手柄被遊候、久時モ手柄仕候

ニ付、從ヒ相働シ兵ハ、種子嶋時元・鮫嶋

家兄・日高大膳・田上家方・馬取柳田

助兵工・同源右工門、其後漢南人、穎娃

(親智)主水殿ヲ組伏セ、首ヲ抓ントセシ処ニ、久

時続逢ヒ、上ナル敵ヲ二刀サシ玉ヒケレハ、主

□ハ命無恙助リ、久時ノ働雖不珍、別テ

□(名方)譽無隠、同年、太守義弘公並忠恒

公御歸朝有テ直ニ上洛有、久保公ハ

於朝鮮御年二十一ニシテ逝去シ玉フ、久

時モ直ニ上洛ス、召列シ士ハ、西村時安・

上妻家長・日高実俊・遠藤家成・

田上家方・日高権右工門・笹川半兵衛・

古市源右工門・日高甚左工門、上下五十

余人也、相残大勢ハ皆朝鮮ニ召置、又

翌年酉五月、久時京都ヨリ知覽

之様ニ下国ス、

○同二年丁酉十月、久時知覽ヲ立テ朝

鮮ハ赴ク、召列輩ハ、種子嶋時宗・遠藤

家成・田上家兼・内田備後・岩元勘解由

兵衛・田上家方・日高実俊・柳田助兵衛・

同源右工門・坂元与太兵衛・祈念僧二ハ  
慈遠寺十二世本瑞院日相、

○久時並二家中ノ士ノ手柄、及数ケ年ニタレハ、  
毎度袖(細方)ニ難記、朝鮮ニテ病死ノ輩ハ

野間(又)新太郎家成・岩川弥七盛満・

羽生大炊・布施五郎右工門・羽生五郎左工門・

鮫嶋清兵衛、此外ニモ有、宮ノ浦ノ五郎

右工門ハ戦死、平山播磨守友清ハ同士討

故切腹ス、

○同三年戊戌十二月、日本ノ諸將歸陣之時、

異国ノ強徒襲来リ、数万船ノ兵舟ヲ

十里二十里ニ打囲ミ、本舟ヲ挫ント洋中ニ

礙入ケル時、久時モ敵ノ大船ニ押掛玉フ、

久時ノ乗舟ハ誠ニ、物ニ対スルニ不足小

舟也、水主尼泊ノ五助・池田ノ清次郎・

島間ノ吉右工門、打鍵ヲ敵舟ニ掛ケル

処ニ、五助ハ肩間(肩)ニ半弓ノ矢ニ当テ伏ス、

□時船頭山縣五良左工門鑰ヲ取テ打

□、直ニ矢ヲ射違テ戦、久時モ胸板ニ矢一

筋、鎧ノ袖ニ一筋ノ矢ヲ請玉ヒケレドモ、物数

共シ玉ハズ、種子嶋時定ハ膝ノ口ニ矢ヲ受

タリ、夫ヨリ則敵舟ニ斬乘玉フ、種子嶋

時宗・田上家方・内田備後・坂元ノ与太兵衛・御

馬印持岩元勘解由兵衛・遠藤家成・

皆統テ切ノル、勘解由兵衛、印ヲ早ク立タル

故、日本ノ諸將ノ中ニテ先陣ニ成ル、彈右

衛門時定ハ深手ナリシカドモ命無恙、五

助ハ其日ノ暮程ニ果ス、清次郎・宮ノ浦ノ五

「(18ウ)」

「(19ウ)」

右工門八歸時ニ討死ス、久時ノ船ニ射付シ矢ハ如蓑毛也、則其船ニテ直ニ

歸朝上洛シ玉フ、其時本領種子嶋

安堵アリ、其刻於伏見薩州家〇

当リ、知覽之様ニ下国ス、追付隅州八

富ノ岡ニ館ヲ移サル、

〇同四年己亥ノ春、伊集院幸侃忠棟

逆心露顯シ、於伏見御茶ノ湯ニ事

ヨセ、三月九日、幸侃ヲ数寄座召ヨセ、

忠恒公御手討ニ成レシカハ、追付国元へ

聞へ、子息源次郎忠直、庄内都城ニ

楯籠、其外方々城ヲ拵へ、人数ヲ籠、弓

箭ニ及ス、同年三月ヨリ、種子嶋勢六

十人福山ニ在番ス、四月下旬ヨリ八百

引平房ニ在番ス、久時右両所ニ在

番在テ普請在、同六月朔日ニ恒吉ニ

打廻ルノ処ニ、種子嶋十郎時家・同二郎

太郎鉄炮ノ手負、時家ハ果又、二郎

太郎ハ浅手成リシカバ命無恙、同六

月、家康卿ヨリ御嚙トシテ山口勘兵

衛殿下向在シカトモ、忠真承引無之、同

八月五日、庄内之内渡瀬口ト云処ニ

義久公御在陣有、久時モ出陣シテ

財部ニ打廻リ玉フ、其日、久時ノ楯持ハ

西ノ村之強右工門ト申者、鉄炮ノ手

負シカドモ浅手ニテ無事、同九月ヨリハ、

久時山田ニ在陣有、安永康長ニ節々打廻ノ

時、手負候衆ハ、種子嶋時宗・同名

駿河守時章・千金屋ノ兵八、イツレモ  
浅手ニテ命無恙、

〇同十一月十八日、種子嶋時宗・鮫嶋主水  
手柄有之、

〇同十二月八日、康長ノ城責ノ時、致戦

死候衆ハ、種子嶋治郎右衛門時満・同十

郎次郎時冬・同名勘七時吉・西村

時邑・同名時全・肥後時定・上妻

家直・鮫嶋覺左工門貞家・平山

狩野介友知・鮫嶋休覺・同源蔵

日高嘉兵衛実連・同名実俊・岩川

平七盛次・榎元半介・岩元嶋之助・

同平介・円仙坊・道具持十三人、又者

三人、都合三十七人、

〇同月十九日、久時山田へ出張、同月下旬

ヨリ久時違例ニテ、翌子ノ正月四日、

浜之市之様ニ歸陣ス、

〇同五年庚子三月、庄内悉ク落城ス、

幸侃子息源三郎忠真・舍弟小

伝次殿・加治木三郎五郎殿・同

千次郎殿等、皆以助命無恙シニ、

肥後ニ手ヲ入レ、再薩摩ヲ覆サン

トノ謀有由、無隠処露顯シケレハ、

忠真ヲ八日州於野尻殺害ス、相

残ル子共ハ所々ニテ被害、夫ヨリ

幸侃子孫断絶ス、

〇同九月、石田治部少輔三成義

兵ヲ起ス刻、太守義久公御在

「(20才)

「(21才)

落有テ秀頼方ヲ被成候ニ付テ、種

子嶋ノ勢差上七候衆ニハ、種子嶋

次弟兵衛時宗・同七助時元・岩川外記・

遠藤勘兵衛・西村作左工門時全・上妻

休左工門家広・下村主殿時幸・羽生嘉

右工門良能・日高弥右工門・檀原弥次郎・

石堂市兵衛・犀川安右工門・遠藤

形部左工門、此衆尼ヶ崎辺マテ上リ

シカドモ、関ヶ原合戦敗レ、三成敗北之

由、其間ヘ有ケレトモ、時宗ハ主取成ケレハ、

伏見御屋形無心元トテ、檀原弥次郎・

茎永村ノ七左工門召具シテ、御屋形ヘ

参上ス、御屋敷番吉田作州成ケルガ、

時宗ニ御門ノ鑰ヲ渡シ、我身ハ国元

下着ス、時宗跡ニ留リ、主従三人御屋

敷ニテ討死ス、相残ル人数ハ種子嶋ノ

如ク下着ス、西村時全・上妻家広・下

村時幸・日高弥右工衛門、此四人ハ日州六

笠ノ様ニ下向ス、

○日州六笠之御陣ハ、伊東民部太

輔祐宗ノ家老稲津掃部・同牛

之助ト云者一揆ヲ起シ、薩摩御領

分宮崎ヲ打破リ、種々慮外ヲ働

キケル故、此者退治トシテ出陣有、種

子嶋ヨリ差越候衆ハ、種子嶋時宗・

肥後盛隆・鮫嶋家兄・渡辺瀬兵

衛・下村時士・羽生治兵衛能有・日高

弥左工門・長野善助・牧原兵衛常

「(22才)

雪・川東半右工門時春・名越段兵衛・八

板藤八・山崎藤次郎・遠藤西市佐家

貞・田上源吉・徳永太八・同小右工門・日高大

蔵実行・桑山内蔵・芝伊予直紹・日

高弥市左工門・坂元与太兵衛・大工

与太郎・野間ノ弥七左工門、此内種子

嶋時宗・肥後盛隆・鮫嶋家兄・渡辺

瀬兵衛・名越段兵衛・長野善助・野

間弥七左衛門、此衆、十二月朔日手柄有、

田上源吉・徳永太八二人ハ戦死ス、

○同十四年己酉、太守義久公琉球征

伐ノ時、樺山美濃守久高・平田太郎

左工門増宗為兩将、勢三千被差越

ニ依テ、種子嶋六郎右工門尉・西村作

左工門時全・山縣勘解由左衛門・徳

永古右工門・鮫嶋善右工門・同弥太右

工門・同九右工門・羽生三郎右工門等、其

外在郷衆、都合二百五十余人

差越、彼表無事故手二人、人数無恙

歸朝ス、

○先祖代々父時堯マテハ、種子嶋於

神前元服ス、官途内裏ヨリ在宣

旨、此久時ニ至テ、十二歳ノ時、薩摩

太守之御前ニテ元服シ、無官途、

○同十六年辛亥十二月二十七日、久時亨

年四十有四歳ニシテ卒ス、法号世尊院

日恕、男子一人、女子二人有、一人嶋津豊

後守友久ノ息女ノ腹ニ出生、伊勢大

「(22ウ)

「(23才)

隅守貞豊ノ室是也、元和七年辛

酉五月十五日、享年三十二ニシテ卒ス、法

名華鮮院妙尊、此腹ニ女子出生、太

守元久公ノ御室、今一人ハ、隅州宮内

ノ住人前田六郎二郎息女ノ腹、忠時

同腹也、是ハ北郷佐渡守久加ノ室、寛

永十年癸酉正月十一日、享年二十

五ニシテ卒ス、法名華徳院妙慶、此

腹ニ男子出生有、作左工門久盛是也、

○元和九年癸亥九月十九日、忠時母

享年三十有三シテ卒ス、法名貞心

院妙悟、

久時男、慶長十七年壬子八月十八日生、母八家女房前田氏女、

○左近太夫忠時、室ハ太守家久公ノ息女、

生二男一女、次男次郎左衛門時長、女ハ

種子嶋池ノ上ニ居住ス、久時・時長ノ姉也、

忠時承応三年甲午三月廿六日卒ス、享年

年四十有三、法号勇猛院日深、室ハ

正保元年甲申四月十三日遠行、法名

光瑞院妙国日饒、

忠時男、寛永十六年己卯八月十四日生、母權中納言家久卿弟五翁主、

○藏人将監久時、童名鶴袈裟丸、三郎

次郎栄時、後左近太夫、宝永七年庚寅

八月朔日薙髮、称山栖、享保七年壬寅

二月十五日、享年八十有二卒ス、法諱

世雄院日尊、室ハ北郷作左工門久

盛ノ女、生一男一女、則久基母是也、女ハ

島津筑後久龍室也、延宝六年戊

「(24才)

午十一月三日、久基母卒、法名実成院

妙種日清、又石黒氏力女於賀妾腹、

生三男、十左工門時成、後称号改北条

織部、薙髮称中道、宝曆八年戊寅

二月十日卒、法号中道院日性、又

三左工門時房、薙髮称独歩、一人ハ

出家即存此土院日時上人、寛保

四年甲子三月二日卒、享年六

十有一、

久時男、寛永四年甲辰九月五日生、母北郷作左工門久盛女、

○彈正久基、童名三郎二郎義時、左内、

薙髮称栖林、室ハ太守中将光久

公之姫、生四男二女、嫡男平馬憲時、

未家督、享保十二年丁未六月十九日、享年

年三十九ニシテ卒、法号事全院日理、室ハ

島津瀨母殿女、二男雖有出生遇テ痘

疹之病孩童ニシテ卒ス、憲時卒去之後、

室ハ経一歳、老父ノ方ニ歸座ス、依之、二男四

郎助時春為二ハ嫡子、次二ハ権四郎時興、寛

延二年己巳正月十三日、於撰津大坂卒ス、

享年五十五、法号了性院日誠、次ハ左

平太時純、次ハ二女、長ハ於真、法名閑詮

院妙真日淨、次ハ川上弥五太夫久福室、

名於慶、

○寛保元年辛酉七月十六日、久基卒、享年

年七十有八、法諱究竟院日等、室ハ

延享五年戊辰五月朔日卒、法号

自照院蓮友日耀、則久達母也、

「(25才)

久基男 元祿四年辛未正月十二日生、母八太守中将光久公之姫

○彈正久達、童名四郎助、太郎左工門、意

時、久陣、室八家女房川島氏女、生二男四女、

長八於院稱、永照院、島津左衛門久甫室生二男一女

次八於院稱、光四院、北郷権八資盈室生三男一女

次八於院稱、壽昌院、島津將監久起室生二男稱

次八男藤太郎佐次郎四郎右工門始時延享元年甲子二月四日享年十有六而卒法号識諦院日孝

始時依卒去、次男八郎次為

嫡子、次八於金遇子短、疹之病死久久達享年五

十有四而、延享元年甲子八月十九日卒、

法号法運院日啓、室八宝曆五年乙亥

十二月八日死去、法名清心院妙連日詮、

則始時等母是也、

久達二男、享保十九甲寅四月二日生、母八家女房川島氏女

○左内久芳、始八八郎次、包時、藏人、久馮、

一室八新納四郎久門女、生二男五女ヲ、

長八於贈於政宝曆七年丁丑七月廿三日誕生也二礼藏人、録与生男、女

二於照宝曆九年己卯壬七月十三生島津主右工門録与、一女有主右工門早死ス赤松氏録与一男有寛政元年酉十月五日享年三十二シテ卒

三男 鶴袈裟丸彈正久柄宝曆十年庚辰八月二十一日誕生

四女 於徳野宝曆十一年辛巳十二月六日生西氏録与生男、女

五女 於富士宝曆十二年壬午十二月十七日生種子嶋太右工門へ録与太郎右工門早死ス一男有稱知月院寛政二年戊三月晦日死去享年二十シテ卒ス

六男 猶けさ太郎左衛門右門室十四年甲申四月七日生島雲治養子二成

七女 於初

八男在太郎天明三年巳、四郎女不幸後年、生母八市来ノ女新納、室八安永 享年

十二シテ卒、法妙清雲院妙詠日涼大姉、

久芳長男、宝曆十年庚辰八月廿一日生、

○彈正久柄、始八鶴袈裟丸、彈正、佐渡、

室八島津図書久 女

又 竹之下氏 女

御姫 伊勢隼之助ノ室

御姫 寄原 室

御嫡子 鶴袈裟様 他腹

御二男 直けさ様 他腹

(白紙) (26ウ)

御家大撰歴統 (27ウ)

(白紙) (27ウ)

桓くわん 武む 天皇十二代平相国清盛公之

御嫡子基盛公之嫡力、男左馬頭行

盛公之御子肥後守信基公也、行

盛公者平家御没落之時、長門国

壇之浦辺二而御入水有之、其比、信基公

御幼年二而候故、御母子共二辺土二御隠れ、

其後、北条遠江守時政之御方江御出、御

子分二御成被成候、右御取成を以頼朝公より

種子嶋御拝領有之、其時、三鱗之御紋

備前三郎国宗之御太刀讓有之候、

元祖 信基公 肥後守 御男子七人

嫡子 太郎左衛門信式公、

二男 二郎左衛門信等、御子孫不知、

三男 黒川兵衛尉、能登国二御子孫可有候哉

四男 五郎左衛門尉、御生害、

「(28才)

五男 岩川六郎左衛門尉、当岩川十右衛門元祖、

六男 八郎左衛門尉、御子孫不知、

七男 藤内左衛門尉、右同、

二代

信式公 太郎左衛門、御男子七人、御卒去八十二、

嫡子 太郎左衛門信真公、

二男 伊豆守、

三男 大式法橋だいにほつきよ

四男 肥後左衛門尉、当肥後助左衛門元祖、

五男 三郎左衛門尉、御子孫不知、

六男 左近、右同、

七男 七郎兵衛尉、右同、

三代

信真公サネ 中務左衛門尉、御男子八人、

嫡子 中務左衛門尉、真時公、

二男 治部左衛門尉、御子孫不知、

三男 三郎左衛門尉、右同、

四男 新兵衛尉、御子孫不知、

五男 藤内左衛門尉、右同、

六男 西村四郎左衛門尉、当西村四郎元祖、

但、川東氏・下村氏者西村家之口流也、

七男 八郎、御子孫不知、

八男 九郎左衛門尉、右同、

四代

真時公サネ 中務左衛門尉、御男子式人、

嫡子 中務左衛門尉時基公、

無之筋与相見得候、

五代

時基公サネ 中務左衛門尉、御男子壹人、

法号道円大禪定門、

嫡子 左近将監時充公サネ

(白紙)

「(29才)

「(28ウ)

法号天遊久長大禪定門

